議第54号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年５月17日提出

京 都 市 長　　門　　川　　大　　作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立柏野小学校	京都市北区紫野郷之上町36番地

」を

削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

京都市立柏野小学校を京都市立翔鸞小学校に統合する必要があるので提案する。